

鯖江市介護予防・日常生活支援総合事業

「住民主体の訪問型生活支援サービス」実施団体への助成のご案内

介護や生活支援を必要とする高齢者や、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増える中で、地域住民等のボランティア団体が行うゴミだしや買い物代行、簡単な調理や掃除等日常の困りごとに対する支援を行い、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とします。

このような生活支援を行う団体で下記の要件を満たす場合、市から補助金を交付します。

■補助金の対象となる要件

- ① 要支援 1.2 の方、事業対象者（健康チェックリストで該当となり、地域包括支援センターが事業対象者に認定した方）に対し、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを実施し生活支援が必要と認められた者に生活支援を実施すること。ただし、前述以外の対象者に生活支援を実施することを妨げるものではない。
- ② ボランティアコーディネーター（サービスの利用調整を行う者）を 1 人置き、サービス従事者を 3 人以上置くこと。
- ③ 生活支援サービスは、以下の第一号サービスもしくは第二号サービスの中で、1 つ以上を生活支援のメニューとして実施すること。

第一号サービス（介護サービスの訪問介護の生活援助に位置づけられているサービス）

- ・居室内やトイレなどの掃除 ・ゴミ出し ・洗濯 ・洗濯物の取り入れと収納
- ・アイロンがけ ・利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- ・衣類の整理・衣替え ・被服の補修 ・一般的な調理 ・配下膳、後片付け
- ・日用品等の買い物（内容の確認、品物・つり銭の確認を含む） ・薬の受け取り

第二号サービス（介護サービスの訪問介護の生活援助に位置づけられていないサービス）

- ・布団干し ・草とり、花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話 ・窓のガラス拭き
- ・家具・電気器具等の組み立て・移動 ・照明器具等交換 ・資源物出し ・不用品の処理
- ・書類・郵便物等の確認、手続きの助言 ・新聞書類等の代読、パソコン操作
- ・散歩・買い物・集いの場等外出時の付き添い ・雪かき ・灯油つぎ
- ・冷暖房器具の入替え ・話し相手 ・囲碁・将棋の相手
- ・その他市長が必要と認めるサービス

- ④ 活動区域は町内会を最小単位とすること。（ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。また、同一町内で 2 団体以上の応募があり、実施するサービスも同一の場合は市において調整する。）

■申請できる団体

- ①町内会
- ②地区社会福祉協議会
- ③その他、老人クラブ、NPO 法人、ボランティアグループなどの非営利団体

■補助対象経費

立ち上げ経費（初年度のみ上限 200,000 円）

（例）消耗品費、印刷代、備品購入費など

運営経費（年間上限 20,000 円×実施月数）

従事者への人件費等の直接経費以外の経費

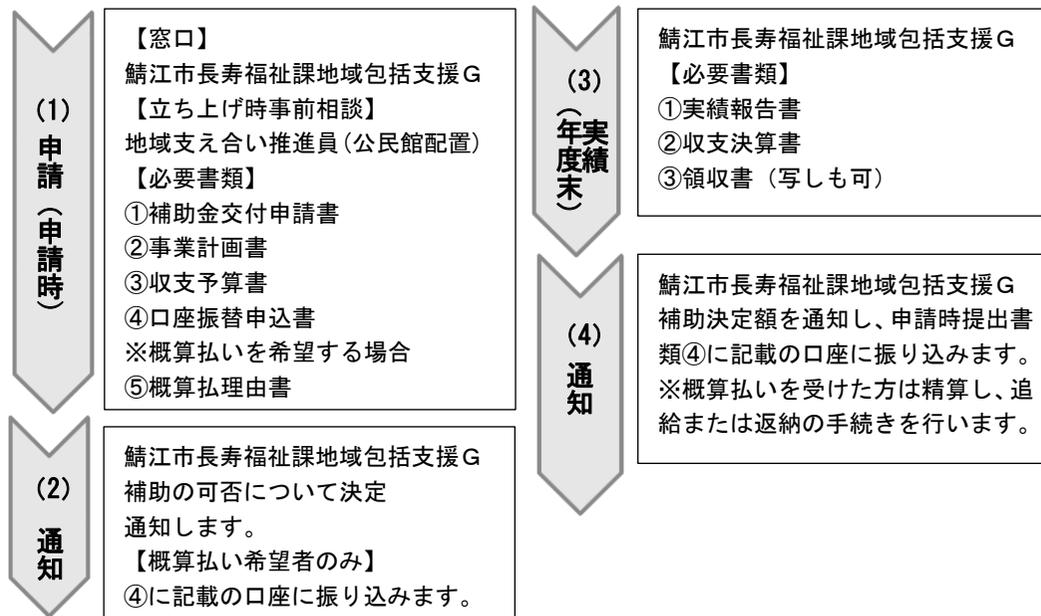
（例）・消耗品費 ・印刷代 ・通信費 ・保険代 ・会議、研修経費（会場使用料等含む）
・賃貸料（車両、備品など）・サービスの利用調整を行う者の人件費（交通費含む）など

■利用者負担

サービス従事者に係る人件費等にあてます。

利用者からの利用料は実施団体で設定します。（例：ゴミだし利用 1 回あたり 100 円等）

■申請手続きの流れ



お問い合わせ先

鯖江市長寿福祉課地域包括支援 G（鯖江市役所 1 階）

☎ 0778-53-2265